

平成23年度
男女共同参画社会の形成の促進施策

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 国内本部機構の強化

内閣府は、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）について、実効性をもって早急に具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。

男女共同参画会議においては、以下の職務を行う。

男女共同参画を進めていく上で重要な課題等に関しては、基本的な考え方、男女共同参画の観点から取り組むべき施策、関係施策の男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について調査検討を行う。当面は、「女性の活躍による経済社会の活性化」や「ポジティブ・アクションの推進方策」をテーマとして議論を行う。

女性に対する暴力に関しては、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭におきつつ、暴力防止や被害者支援などの今後の施策の在り方などについて、調査検討を行う。

さらに、第3次男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策の実施状況についての監視機能等の強化を図るとともに、女子差別撤廃委員会の最終見解への対応のうち、平成23年8月に報告予定の項目について、フォローアップを行う。

第2節 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

男女共同参画会議に監視専門調査会を設置し、第3次男女共同参画基本計画に掲げられた施策の実施状況等を監視するとともに、必要に応じ、関係府省等に更なる取組を働きかける。また、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応について進捗状況を監視する。

苦情処理等関係に関しては、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」（平成14年10月男女共同参画会議決定）に基づき、引き続き、苦情処理情報・男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等の把握を図る。

第3節 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

引き続き、施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について調査（影響調査）を行い、必要に応じて内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べ、関係府省庁に今後の施策の企画立案、実施の際に活用を働きかけるとともに、調査結果を広く国民に公表する。

第4節 地方公共団体や民間団体等における取組への支援

地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図るとともに、男女共同参画宣言都市奨励事業の実施等を通じ「男女共同参画宣言都市」となることを宣言する市町村を支援する。

また、地域における様々な課題解決において、男女共同参画の視点を取り入れ、多様な主体の連携・協働による地域の実践的・主体的な活動を支援するため、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等の様々な主体の連携による実践的活動の支援や、先進事例の収集、人材育成プログラムの開発、アドバイザー派遣等の施策を展開し総合的な支援を図る。

さらに、男女共同参画センター・女性センター等を運営する指定管理者等について、男女共同参画施策や、地方公共団体の男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力を高めるため、研修を行う。

国立女性教育会館に関しては、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の人材の育成を図るため研修・交流を行うとともに、女性教育に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域における男女共同参画の推進を支援する。

男女共同参画推進連携会議に関しては、国・地方

男女共同参画推進ネットワークや地域版連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進め、NPOやNGO、地縁団体等相互の交流や情報交換等による地域での連携を充実させるとともに、重要テーマに関して小委員会を設置し、取組の裾野拡大・強化を図る。

第2章

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節

政治分野における女性の参画の拡大

民主主義社会においては、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されることが重要である。そのため、政治分野における女性の参画の拡大に向けて、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（以下「『2020年30%』の目標」という。）を踏まえ、「第3次男女共同参画基本計画」において、政府として、衆議院議員及び参議院議員の各選挙における候補者に占める女性の割合について、平成32年までに30%を目指すこととしている。そのため、内閣府は、国や地方の政治において、女性の参画の拡大が進むよう、政府として働きかけを行うとともに、調査研究、啓発活動を行う。

第2節

司法分野における女性の参画の拡大

「第3次男女共同参画基本計画」において、「2020年30%」の目標に向けて、検察官、裁判官、弁護士について女性の参画の拡大に取り組むこととしている。検察官については、同計画において、検事に占める女性の割合について、平成27年（2015年）度末までに23%とするという目標を掲げており、また、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、メンター制度の導入や、仕事と生活の調和推進等の取組を積極的に行う。裁判官、弁護士につ

いても、同様の取組の導入や「2020年30%」に向けた具体的な中間目標の設定を関係機関に要請する。

第3節

行政分野における女性の参画の拡大

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、「第3次男女共同参画基本計画」における政府全体の目標（国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合について平成27年度末までに30%程度、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合について30%程度、27年度末までに、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合について10%程度、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合について5%程度、国の指定職相当に占める女性の割合について3%程度）の達成に向けて、女性の採用・登用を積極的に進める。各府省は、人事院が23年1月14日に改定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」に基づいてそれぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」の中で、政府全体の目標を踏まえてそれぞれが設定している27年度末までの中間目標の達成に向け、着実に取組を推進する。

また、各府省において仕事と生活の調和を推進するとともに、女性職員の研修機会の充実やロールモデルや活躍事例の提供、メンター制度の導入を促進することにより、女性職員のキャリア形成を支援する。

人事院は、各府省と協力して引き続き積極的な人材確保活動を展開するほか、各府省人事担当課長からなる「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を定

期的に開催して情報交換を行う。同時に、女性職員研修やメンター養成研修を始め職員に対する意識啓発を行うとともに、女性職員が働きやすい勤務環境の整備に努めるなど、各府省と連携して女性国家公務員の採用・登用の拡大を目指した具体的な取組を進めていく。また、職業生活と家庭生活の両立支援について、「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」などの場を利用して、制度の周知徹底や環境整備などの両立支援のための取組のフォローアップを行うとともに、引き続き両立支援制度の利用促進に取り組む。

人事院及び総務省は、共同で、「第3次男女共同参画基本計画」等に基づき、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを引き続き実施し、女性国家公務員の採用・登用を促進する。

国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、「第3次男女共同参画基本計画」において決定された目標（平成32年（2020年）までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の40%未満とならない状態（女性委員の割合が40%以上60%以下）を目指す等）の達成に向け、積極的な取組を推進する。

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、都道府県・政令指定都市における審議会等委員への女性の参画や、「第3次男女

共同参画基本計画」を踏まえた女性職員の登用促進に向けた取組を更に推進するよう要請・情報提供を行う。また、このような取組を市町村にも普及するための助言を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

第4節 雇用分野における女性の参画の拡大

雇用分野における女性の参画の拡大については、「第3次男女共同参画基本計画」において、政府として、民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合について平成27年までに10%程度を目指すこととしており、女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、情報提供や表彰を積極的に行う。また、企業の自主的な取組促進のため、公共調達において男女共同参画に関連する事業の委託先を選定する際、男女共同参画に関する取組を評価する。

第5節 その他の分野における女性の参画の拡大

各種機関・団体・組織に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けて、目標を設定して取組を進めるよう働きかける。

様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について調査して情報提供する。

第3章

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第1節

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

男女共同参画会議は、第3次男女共同参画基本計画における施策の実施状況等について定期的に監視を行うとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。また、女子差別撤廃委員会の最終見解において2年以内に報告を求められている事項についてフォローアップを行う。また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査（影響調査）を引き続き行う。

第2節

国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

国民全てに男女平等及び人権尊重の意識を深く根付かせるため、男女共同参画の理念等について、分かりやすい広報・啓発活動を積極的に展開する。

内閣府においては、男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配付する。また、6月23日～29日を男女共同参画週間とし、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」

の理解を求め取組を促すためのキャッチフレーズ「チャンスをつかち、未来を拓こう」の下、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する統計情報等のリーフレットの作成・配布等を通じて、男女共同参画社会の形成に資する情報の普及に努める。

また、同会館のホームページのほか、女性教育情報センターでは男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウイネット）”」(<http://winet.nwec.jp/>)により、調査研究の成果や収集した資料・情報等を広く公開する。

第3節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、

各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。

第4節

男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査研究、統計情報等の収集・整備・提供を行う。

総務省では、社会生活基本調査を実施し、家事、育児、介護・看護等の時間量の実態把握を行う。

第4章

男性、子どもにとっての男女共同参画

第1節

男性にとっての男女共同参画

1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

内閣府では、男性の意識改革への基盤醸成のためのセミナーの実施、総合的な調査及びそれを踏まえた男性の男女間の役割分担に関する意識からの解放及び地域・家庭への男性の参画促進等に効果的な施策の開発等、男性にとっての男女共同参画の推進を図る。

厚生労働省では、男女共に仕事と家庭の両立ができる働き方を実現するために、育児・介護休業法の確実な履行を図るとともに、両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、ベストプラクティスの普及や両立支援総合サイトの創設等両立支援に関する雇用管理の情報提供を行う。また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて

助成金を支給するとともに、男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

2 企業における男性管理職等の意識啓発

内閣府では、「仕事と生活の調和推進室」において、関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関と連携しつつ、社会全体の気運を醸成するための推進キャンペーンやシンポジウム等を通じ、企業の男性管理職等に対して仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を行う。

3 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善

総務省では、人口減少や少子高齢化により個々人の生活様式に合わせた柔軟な就業環境が求められている中、仕事と育児・介護の両立を目指す女性、高齢者等の多様な人材の就業機会拡大のため、特に在宅型テレワークを中心として、普及課題を幅広く調査・抽出し、その解決方策を明らかにすることで、

効果的かつ効率的なテレワークの導入方法を確立する。

国土交通省では、大都市圏の活力ある発展に資するテレワークを推進するため、テレワークセンター立地促進方策の検討や、テレワーク導入の定量的な効果の検討、今後の大都市圏問題に対応したテレワーク推進施策の検討を図り、テレワークの普及・推進に取り組む。

4 男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援

内閣府では、男性の家庭や地域への参画を促進する取組が進んでいる地域や企業等の具体的な取組事例を収集し事例集として取組が十分でない地域に広く普及する。

第2節

子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

(教育による男女共同参画の理解の促進)

初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことなどの重要性についての指導の充実を図るとともに、勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等を育成する義務教育段階からのキャリア教育の推進に努める。また、中学校・高等学校では、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう進路指導の実践の改善・充実を図る。

さらに、文部科学省では、地域の実情に応じた、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用した学習機会の提供などの取組を支援する。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、家庭教育の重要性に鑑み、様々な機関、企業が連携して取り組む社会全体で行う家庭教育や次世代育成の事例、男性の子育て参画に関する事例を内容に取り上げた研修等を実施する。

学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、文部科学省では、学

校関係者等に対し周知徹底を図る。また、引き続き、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行う。

(子どもの健康の管理・保持増進の推進)

学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として、健康教育を実施するとともに、文部科学省では、学校と地域保健が連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行う事業を実施する。

また、中高校生に対し、性感染症などの問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布など、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。

さらに、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレット・ポスターの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行うとともに、新たに、薬物乱用防止教室の取組優良事例集の作成、薬物等に対する意識調査、高校生用教育教材(DVD)の作成を行う。

喫煙、飲酒、薬物乱用の問題について、総合的に解説した啓発教材(小中高校生用)の作成・配布等を行う。

厚生労働省では、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

また、巧妙化かつ広域化する麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、取締り体制を強化するとともに、青少年等の薬物乱用防止のため、より効果的・効率的な啓発活動を実施する。

第3節

子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

(子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策)

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、全国の警察本部に設置した「子ども女性安全対策班」による先制・予防的活動の積極的な推進により、子

どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。

文部科学省では、犯罪の被害者となった児童生徒及びその保護者の相談等に対し、スクールカウンセラーの配置を推進するなど、適切な対応ができるよう学校内の教育相談体制の充実を支援する。また、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、平成22年3月の通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

また、地域ぐるみで学校内外における子どもの安全を見守る体制を整備するため、各地域における子どもの見守り活動に対する支援などを行う。

厚生労働省では、市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。併せて、児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇上げや家族再統合のための支援など促進する。

また、子どもや保護者への相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104か所→108か所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

さらに、虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親について受け入れ、児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化等を推進する。

（メディア・リテラシーの向上）

内閣府では、青少年インターネット環境整備法及び青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施するとともに、同基本計画のフォローアップを行い、同法及び同基本計画の見直しに向けた検討を推進する。

総務省では、子どもの健全な育成とメディアの健全な利用の促進に必要となるメディア・リテラシー向上の育成を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテ

ラシーに関する教材等を開発し、普及を図る。さらに、子どもを取り巻くインターネットのトラブルについて、保護者・教職員が知っておくべき事項等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を地域における啓発講座等において活用する。

経済産業省では、今後も引き続き関係者と連携して、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行う。

（児童ポルノ対策の推進）

「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進などに取り組む。

警察では、事業者によるブロッキングの自主的実施がより実効性のあるものとなるように、関連する情報を提供する。

総務省では、児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験を行う等、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮しつつ、関連事業者がブロッキングを自主的に実施することが可能となるよう環境整備に努める。

経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動、民間事業者の自主的な取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止措置の導入の推進等を行う。

（児童買春対策の推進）

児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。

学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員等が一体と

なって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる（第10章第4節（児童買春対策の推進）参照）。

（「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進）

「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、子どもが被害者となる人身取引対策の取組を進める。

（安心して親子が生活できる環境づくり）

文部科学省では、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組として、初等中等教育段階、高等教育段階それぞれにおいて教育費の負担を軽減するための取組を行う（第8章第3節参照）。

また、障害のある子どもへの対策の充実については、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の状

態などに応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導において、特別の教育課程や少人数学級編成の下、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用して適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進する。

子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援する等により、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図る。

（社会全体で子どもを支える取組）

男女とも子どもに関わるような仕事と生活の調和の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

第5章

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第1節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策等が徹底されるよう周知啓発、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

また、男女間賃金格差の縮小に向けて、平成22年8月に作成した「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」の普及・啓発を促進し、賃金や雇用管理の在り方等に関する労使の自主的な見直しの取組を支援する。

さらに、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備する。

第2節

非正規雇用における雇用環境の整備

厚生労働省では、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法に基づく是正指導や均衡待遇・正社員化推進プランナーによる相談・支援のほか、パートタイム労働者の均衡待遇の確保等に取り組む事業主等に対して助成金を支給し、正社員との均衡のとれた待遇の確保のための取組を推進する。

また、平成23年度から、中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、有期契約労働者やパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。

さらに、有期契約労働者の雇用・就業の実態等について調査を行うとともに、有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方を検討する。

改正労働者派遣法案が成立した場合には、これに

基づく均衡待遇の配慮義務規定の周知・指導を行うとともに、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」（一人100万円（有期雇用50万円）（大企業は半額））を活用し、派遣先における派遣労働者の直接雇用を促進する。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

加えて、非正規労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法等に基づく指導を徹底するとともに、労働契約法（平成19年法律第128号）、パートタイム労働法他関係法令に関する周知、啓発指導を実施する。

第3節

ポジティブ・アクションの推進

厚生労働省では、男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携の下、格差の「見える化」を推進するとともに、経営者団体と行政との連携による女性の活躍推進協議会の開催、「均等・両立推進企業表彰」の実施、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」における総合的な情報提供等により、格差解消のためのポジティブ・アクションを推進する。

内閣府では、男女共同参画会議専門調査会に設置したワーキング・グループの中で、政治、行政、民間企業、研究機関、地域の団体等においてポジティブ・アクションを推進するための方策の検討を行う。また、男女共同参画推進連携会議の活動の一つであるポジティブ・アクション小委員会において、「2020年30%」に向けた推進施策の周知、各団体の取組奨励や実績報告等を行う。

第4節

女性の能力発揮促進のための支援

独立行政法人国立女性教育会館では、多様なキャリアを踏まえつつ個人の活動を社会に結び付ける視点を導入するとともに、長期的視野に立ったキャリア形成支援に資するための専門的、実践的研修等を行う。

厚生労働省では、女性の適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開

発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない方々に無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付を行う緊急人材育成支援事業について、求職者支援制度の制度化までの間、事業期間を延長し実施する。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行う。

さらに、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成及び都道府県労働局等を通じた当該助成の周知広報を行う。

加えて、全国的女性関連施設が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援施策を実施する。

第5節

多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、母子家庭の母等の支援機関への出張相談・託児付きセミナー等を実施するとともに、マザーズハローワーク事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域においても同様のサービスができるよう事業拠点を拡充する。

総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において、課題解決のための調査研究や普及啓発を展開する。

厚生労働省では、「テレワーク相談センター」における相談対応や「テレワーク・セミナー」の開催を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

また、良好な在宅就業環境を整備するため、在宅

ワークについて契約条件の文書明示や適正化などを示したガイドラインの周知・啓発を行うとともに、在宅ワーカーに対し、情報を提供するサイトの運用、セミナーの開催、相談等の支援事業を実施する。

さらに、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」について、その導入・定着を促進するため、制度を導入した事業主に対して助成金を支給するほか、企業の人事担当者を対象に制度の導入・運用を支援するセミナー等を実施する。

総務省では、人口減少や少子高齢化により個々人の生活様式に合わせた柔軟な就業環境を求められている中、仕事と育児・介護の両立を目指す女性、高齢者等の多様な人材の就業機会拡大のため、特に在宅型テレワークを中心として、普及課題を幅広く調査・抽出し、その解決策を明らかにすることで、効果的かつ効率的なテレワークの導入方法を確立する。

国土交通省では、大都市圏の活力ある発展に資するテレワークを推進するため、テレワークセンター立地促進方策の検討や、テレワーク導入の定量的な効果の検討、今後の大都市圏問題に対応したテレワーク推進施策の検討を図り、テレワークの普及・推進に取り組む。

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通

じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行う。

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者に対し、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進する。

第6節 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保するため、希望する女性が出産、子育て、介護などにより就業を中断することなく継続できるよう環境整備に取り組みとともに、仕事の質の向上を促進する。また、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和など関係する様々な施策を積極的に推進する。

第7節 女性の活躍による経済社会の活性化

内閣府では、男女共同参画会議専門調査会にワーキング・グループを設置し、女性の活躍が経済社会に与える影響について議論を行うとともに、女性の活躍を進めるための方策を検討する。

第6章

男女の仕事と生活の調和

第1節 仕事と生活の調和の実現

内閣府では、「仕事と生活の調和推進室」において、仕事と生活の調和の実現に向けて、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織として「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」及び「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」の事務局機能を担い、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組状況の点検・評価、関係省庁、労使、地方公共団体など関係機関との連携・調整、社会全体の気運を醸成するための推進キャンペーン等の企画立案・実施、調整、情報の収集・整理、調査研究を行う。

総務省では、人口減少や少子高齢化により個々人の生活様式に合わせた柔軟な就業環境を求められている中、仕事と育児・介護の両立を目指す女性、高

年齢者等の多様な人材の就業機会拡大のため、特に在宅型テレワークを中心として、普及課題を幅広く調査・抽出し、その解決方策を明らかにすることで、効果的かつ効率的なテレワークの導入方法を確立する。

文部科学省では、多様な働き方の普及として、女性が主体的に働き方を選択できるよう、多様な選択肢の存在や、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、女性が結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援する。

厚生労働省では、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女共に子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的に、平成22年6月に施行された改正育児・介護休業法について、その改正内容の周知徹底を図る。

また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境を実現するため、ベストプラクティスの普及促進や両立支援総合サイトの創設等両立支援に関する雇用管理の情報提供を行う。育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する事業主に対する助成金の支給や積極的に育児をする男性を応援する等男性の仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進などを引き続き行う。また、育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、育児・介護休業トラブル防止指導員等が適切に対応する。

さらに、平成23年4月1日から、改正次世代法により、一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象企業が、301人以上から101人以上の企業へ拡大されたことから、未届企業に対して適切な指導を行う。

また、次世代認定マーク「くるみん」取得企業数を平成26年度までに2,000企業とする数値目標を達成するため、多くの企業が認定を目指して取組を進めるよう周知、啓発を行う。

労使の自主的な取組を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入や長時間労働の抑制等の具体的な取組方法について、業種、企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな技術的援助を行う。また、労使が話し合っって年次有給休暇の取得率向上に取り組み、顕著な成果を上げた

事業主への助成の充実を図るなど、労働時間の短縮や年休の取得促進に向けた取組を進める企業等に対する支援の充実とともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

また、地域においては、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって、相談や交流を行う地域子育て支援拠点の設置を推進する。今後は、「子ども・子育てビジョン」で掲げる数値目標（2009年度の7,100か所から2014年度に10,000か所とする目標）の達成に向け、取組の推進を図る。

さらに、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業を拡充する。今後は、「子ども・子育てビジョン」で掲げる数値目標（2008年度の延べ348万日から2014年度に延べ3,952万日とする目標）の達成に向け、取組の推進を図る。

第2節

多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

厚生労働省では、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりに取り組むための子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」で盛り込まれた平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標に基づき、保育サービスの充実やワーク・ライフ・バランスの推進などを進めている。

また、幼保一体化を含め、新たな子ども・子育て支援のための制度・給付・財源の包括的・一元的な制度（以下「子ども・子育て新システム」という。）の構築を進めるため、「子ども・子育て新システム検討会議」の下で、内閣府を中心に関係府省が具体的な制度の検討を進めており、関連法案の早期国会提出を目指す。

子ども手当に関しては、「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第14号）が23年3月に成立、同年4月1日に施行された。これにより、23年4月～9月までの6か月間についても、これまでと同じ月額1万3,000円の子ども手当が引き続き支給されることとなった。

さらに、待機児童の解消を図るため、保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域

の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育（保育ママ）や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金（新規500億円）のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1,000億円を追加した「安心こども基金」から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置する。

加えて、総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増（2万4,872か所→2万5,591か所）や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る（「小1の壁」の解消）。

また、文部科学省と厚生労働省が連携し、平成18年に創設した「認定こども園」制度の普及促進を図るとともに、19年度に創設した「放課後子どもプラン」の着実な推進を図り、原則として、全ての小学校区での実施を目指す。

文部科学省では、地域住民、学校、行政、NPO、企業など、社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図るため、地域が実践する効果的な取組事例等を活用した研究協議を行い、全国的な啓発を行う。

また、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育支援チームの組織化や、地域人材の養成、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用した学習機会の提供等、社会全体の協働による地域の主体的かつ持続可能な取組への支援を実施する。

さらに、平成18年度から行っている、子どもの生活リズムを向上させ、望ましい基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を、様々な民間団体と連携して推進する。

加えて、児童虐待の防止のため、平成22年3月の通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

警察では、子育て支援の効果をも有する交通安全

対策として、幼稚園・保育所等と連携し、衝撃実験映像等を活用したチャイルドシートの正しい取付け方に関する講習会や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する自転車教室等の開催、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じたチャイルドシートや幼児二人同乗用自転車の普及促進等の施策を一層推進する。

経済産業省では、子育て支援、高齢者福祉、村おこし、環境保護など、地域の様々な社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスについては、平成23年度も引き続きその振興を行う。加えて、ソーシャルビジネス事業者の資金調達ニーズに対しても、引き続き、民間金融を補完しつつ、株式会社日本政策金融公庫を通じた融資を実施することで、資金調達の円滑化に向けた環境整備を進め、事業活動の促進を目指す。

さらに、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護を促進するに当たっては、民間サービス事業者等様々な主体の参入を促進することが重要であり、介護・保育等の分野への民間サービス事業者等の参入を促進するための制度環境整備を進めるため、大規模データ収集・分析等の調査研究を行う事業を実施する。

国土交通省では、引き続き良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、持家の取得の支援を行う。また、公的賃貸住宅等における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援する。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行う。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に関する専門性を有した講師を、子育て中の保護者等の要望に応じた場所に派遣し、消費生活や消費者問題に関する情報提供や相談機関の周知を行う。

第3節

働く男女の健康管理対策の推進

厚生労働省では、職場におけるメンタルヘルス対策を促進するため、事業者に対し、事業場における体制整備やメンタルヘルス対策の取組方法に関する指導・助言を実施する。また、メンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の予防、

不調者の早期発見・早期対応、メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰に至るまで、事業者の取組を総合的に支援する。さらに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じ、メンタルヘルスに関する様々な情報の提供を行

う。

また、業務上のストレスにより精神障害に罹患した労働者への労災認定の迅速化を図るため、労災認定の基準を見直す。

第7章

活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第1節

意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、新たな「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)を踏まえて設定した女性農業委員や農業協同組合の女性役員の登用目標の達成に向け、全国各地における地域研修会の開催、地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施する。また、経営管理能力等の向上に向けた研修や情報提供を通じ、女性リーダーの育成を図る。

農山漁村に残存している固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるよう、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援など、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進する。

男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するため、食生活に関する情報提供等の食育を推進する。

第2節

女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

文部科学省では、都市と農山漁村の交流の推進の一環として、小学校において実施する農山漁村での

自然宿泊体験活動を支援し、小学校における豊かな体験活動の充実した展開を推進する。

農林水産省では、地域資源を活用した生産・加工・販売等に取り組む女性グループ等の起業活動への支援を行い、女性の経済的地位の向上を図る。

また、女性の起業活動の更なる発展に向けて、女性農林漁業者の新商品開発・販路拡大等を通じた起業活動の高度化への取組を支援する。このような取組の支援に当たっては、6次産業化の取組をサポートする「ボランティア・プランナー」への女性農林漁業者の任命を進めることにより、女性の視点を積極的に活用する。

さらに、家族の話し合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定について、若い世代を中心とした普及啓発を図るとともに、農業法人における女性が働きやすい環境整備に向けた取組を支援する。

第3節

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農林水産省では、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進する。

また、農村において高齢者が健康に生涯現役で活躍できるよう、高齢者グループが行う起業活動や生活面を支援する助け合い活動を推進するとともに、医療関係者による健康状態調査等の健康管理活動等を支援する。

第8章

貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

第1節

セーフティネットの機能の強化

（社会保険の適用拡大の検討）

厚生労働省では、非正規労働者への雇用保険の適用範囲の拡大（6か月以上雇用→31日以上雇用）について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組む。

雇用保険（失業給付）を受給できない求職者に対し、無料の職業訓練を実施するとともに、職業訓練中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付（10万円／月）を行う「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」を第177回国会に提出したところである。

さらに、求職者支援制度に係る訓練修了者の早期の就職の実現に向けて、ハローワークにおいて、きめ細かな支援が必要と判断される訓練修了者への担当者制によるマンツーマンの就職支援等を行う。

（就労による経済的自立を目指す仕組みの確立）

厚生労働省では、雇用保険制度において、基本手当の充実や早期再就職のインセンティブの強化によりセーフティネットとしての機能強化を図る。

また、フリーター等の正社員経験の少ない方等を対象に、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果をジョブ・カードに取りまとめることにより正社員へと導く「ジョブ・カード制度」を着実に実施するとともに、モデル評価シートの拡充等を図る。また、ハローワークにおけるキャリア・コンサルティング機能の強化を図るとともに、公共職業訓練受講者や求職者支援制度における訓練受講者等へのジョブ・カードの取得を推進するため、民間教育訓練機関や「ジョブ・カード企業支援センター（仮称）」へのキャリア・コンサルタントの配置を推進する。

第2節

雇用・就業の安定に向けた課題

就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進めるとともに、男女の社会における活動の選択に対する中立性等の観点から社会制度の検討を行う。

第3節

安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

（ひとり親家庭等に対する支援の推進）

内閣府では、子どもの貧困の実態を把握するため、貧困世帯等の親子の意識調査を実施する。

ひとり親家庭等に対する支援として、厚生労働省では、母子家庭の母等について、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等に基づき、（ア）保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、（イ）母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、（ウ）養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、（エ）児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援策といったひとり親の実情に応じた自立支援策を総合的に展開している。

平成23年度においても、看護師等の就業に結び付きやすい資格取得のため養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る高等技能訓練促進費等の支給などによる職業能力の開発支援や母子家庭等就業・自立センター、マザーズハローワーク等を通じた就業支援、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の着実な推進、児童扶養手当の支給、母子家庭や寡婦の自立を促進するための母子寡婦福祉貸付金による経済的支援の実施など、引き続き自立支援策を総合的に展開する。母子家庭の母等を一定期間試用雇用し、その後常用雇用への移行を図る事業主に対して支給するトライアル雇用制度について積極的な活用を図る。

また、平成21年12月に復活した生活保護の母子加算（月額2万3,260円（子一人、居宅（1級地）））について、子どもの貧困解消を図るため、23年度においても引き続き支給する。

（生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組）

文部科学省では、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組として、教育費の負担を軽減するための取組を行う。具体的には、初等中等教育段階における取組として、入園料や保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、引き続き幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行うとともに、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、各市町村において引き続き学用品の給与等の就学援助を行う。高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、引き続き公立高等学校の授業料を無償とするとともに、私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金を支給する。

また、高等教育段階における取組として、学ぶ意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免等への支援を行うとともに、学生等に対し、自らが次の社会の担い手であることの気づきを促す各大学等の取組を奨励する。

大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用等を通じた支援を引き続き行う。

第4節

男女の自立に向けた力を高める取組

（若年期の自立支援の充実）

文部科学省では、勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等を育成する義務教育段階からのキャリア教育の推進に努める。また、中学校・高等学校では、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう指導・助言を行う進路指導の実践の改善・充実を図るとともに、困難な状況に置かれた若

者への支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など、学校における教育相談体制の整備を支援する。

また、女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、若い時期から結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援する。

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を適切な場所において提供するため、地方公共団体における「子ども・若者支援地域協議会」の設置促進を図るための事業や、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

厚生労働省では、「地域若者サポートステーション事業」について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充（100か所→110か所）するとともに、アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の縮減を図る。

（個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供）

厚生労働省では、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備する。

また、離職を余儀なくされた場合に、就職に関する支援と併せ、住居の確保や生計の維持など、生活に関する支援を必要とする方が多くなっている。緊急雇用対策本部に設置された「セーフティ・ネットワーク実現チーム」において、このような経済的・社会的な問題など生活上の困難に直面した方に対して、パーソナル・サポーターが個別的かつ継続的に必要な支援を探し出し、福祉・保健・就労など様々な支援施設に同行して問題の解決に取り組む「パーソナル・サポート（個別支援）・サービス」を導入することが必要であるとされた。これを踏まえ、厚生労働省では、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた課題を検討するために、内閣府、地方自治体などと連携し、平成23年度末まで、全国19地域でモデル事業を実施することとしている。

第9章

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第1節

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

（高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援）

厚生労働省では、いくつになっても働ける社会の実現に向けた取組を進めるほか、高年齢労働者の多い事業場等に対して、専門家が高年齢労働者に適した労働環境の整備のための改善対策を提示するなどにより、高年齢労働者の労働災害防止対策の促進を図るとともに、高年齢労働者が自ら労働災害リスクを認識できる手法を開発し、その試行を行う。

全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、きめ細やかな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を行うとともに、「福祉人材コーナー」を設置していない主要なハローワークにも相談体制を整備し、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を行う。福祉人材センターにおいては、福祉・介護人材の求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を推進する。

独立行政法人国立女性教育会館では、地域の男女共同参画センター、女性センター及び女性団体との連携を強化して、高齢女性を含む女性の能力開発に係る好事例を発掘し、その成果や取組に当たったの工夫について、多様な媒体を用いて普及啓発する。

（高齢男女の生活自立支援）

地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業に係る生活支援員等の高齢者の日常生活を支援する施策について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて一層の推進を図る。

経済産業省では、ITを活用した他職種の持続的な連携（医療・介護・福祉分野の連携）により、各地域に居住する高齢者を始めとした住民の見守り等を推進するための調査事業を行う。

国土交通省においては、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用したリバースモーゲージの推進により、同住宅への住み替えを支援する。

国民生活センターでは、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者等に対し公民館や学校等の施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図る。

（良質な医療・介護基盤の構築等）

高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図る。

また、介護労働者の雇用管理の改善や人材確保に取り組み事業者に対し、人材確保や相談援助等の効率的な支援を実施する。

経済産業省では、高齢者の自立及び社会参加を促進するとともに、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援などを推進する。

年金制度については、年金財政の長期的な安定を確保するため、第177回国会に提出している基礎年金国庫負担割合2分の1を維持するための法案の成立に取り組む。

また、第177回国会において議論が行われた国民年金第3号被保険者の記録不整合問題について、社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会に取りまとめられた報告（平成23年5月20日）を踏まえ、立法措置による抜本的な改善に取り組む。さらに、現在参議院で継続審議となっている年金確保支援法案についても早期成立に向けて取り組む。

現在、内閣総理大臣を本部長とする「政府・与党社会保障改革検討部会」において、社会保障の安定・

強化のための具体的な制度改革と財政健全化を同時に達成するための税制改革について検討が進められており、年金制度改革についても、この枠組みに沿って引き続き検討を進めていく。

第2節

障害者が安心して暮らせる環境の整備

(総合的な障害者施策の推進)

障害者施策については、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」の下、障害のある方々を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催しており、その議論を踏まえて、政府は、障害者の定義や、障害者の地域社会における生活を支える観点等からの基本的理念の見直し、障害者政策委員会の設置等を盛り込んだ「障害者基本法の一部を改正する法律案」を第177回国会に提出した。また、障害者総合福祉法（仮称）については、平成24年通常国会への法案提出を、障害を理由とする差別の禁止に関する法律については、25年通常国会への法案提出を、それぞれ目指すこととしている。

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）及び新たな「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月障害者施策推進本部決定）に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。

(障害者の自立を容易にするための環境整備)

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。

また、障害者の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援、情報バリアフリー環境の整備、高齢者・障害者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境など高齢者・障害者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

さらに、発達障害者（児）に対し、乳幼児期から成人期に至るまで切れ目のない一貫した支援体制の充実を図る。

(雇用・就労の促進)

厚生労働省では、近年、障害のある人の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、男女共にいきいきとした職業生活を送ることができるようになるため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）や障害者雇用対策基本方針（平成21年厚生労働省告示第55号）等を踏まえた就労支援について、質・量共に一層の強化を図る。

文部科学省では、障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校高等部等において職業教育を推進する。

第3節

外国人が安心して暮らせる環境の整備

文化庁においては、我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、平成19年度から、日本語教室の設置運営、日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施している。

文部科学省では、昨今の景気後退により、不就学・自宅待機等となっているブラジル人等の子どもに対して、平成21年度補正予算において3年間の予定で、日本語等の指導や学習習慣の確保を図るための教室を設置し、公立学校等への円滑な転入ができるようにする「定住外国人の子どもの就学支援事業」を国際移住機関（IOM）において実施しており、23年度は39教室において引き続き実施する。

また、外国人の子どもが公立学校に入りやすくなるよう、日本語指導や適応支援等の受入体制を整備する取組を支援する。

さらに、学習指導要領に基づき、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。

厚生労働省においては、配偶者からの暴力被害者

である在留外国人への適切な支援を確保するため、専門的な知識を持った通訳者の養成を行うための専門通訳者養成研修事業を推進している。

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引対策の取組を進める（第4章第3節参照）。

法務省では、人身取引が重大な人権侵害・犯罪である等の認識の下、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、被害者本人の意思に配慮しつつ、法の規定に基づき保護措置を講じ、不法残留等の入管法違反の状態にある外国人被害者に対しては在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図る。

日本司法支援センター（法テラス）では、人身取引被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うに当たっては、当該被害者が我が国に住所を有し、適法に在留している場合であって、収入等の一定の要件を満たすときには、綜合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく民事法律扶助制度が活用可能であることから、民事法律扶助制度の周知を行う。また、人身取引被害者が被害者参加人として刑事裁判に参加するに当たっては、収入等の一定の要件を満

たす場合には、法テラスを経由して国選被害者参加弁護士の選定を請求することが可能であることから、被害者参加人のための国選弁護制度の周知も併せて行う。

第4節

女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

政府は、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合、性同一性障害などを有する人々について、人権侵害の被害者の救済を進めるとともに、人権教育・啓発等を推進する。

文部科学省では、学校教育において、憲法や教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、児童生徒の発達段階に応じて、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切に教育の推進を図る。

第10章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動を一層推進する。

内閣府では、女性に対する暴力についての的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査を実施する。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

さらに、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等

の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等によりの確な施策を推進する。

日本司法支援センター（法テラス）は、その業務の一つとして、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する犯罪被害者支援業務を行っている。また、法テラスでは、経済的に余裕のない方が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度において、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指

名通知等の業務も行っているほか、日本弁護士連合会から委託を受け、弁護士を通じた各種援助も行っており、引き続き、配偶者から暴力を受けた方を始めとする犯罪被害者の方に対する支援を行う。

第2節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

厚生労働省では、婦人相談所や婦人保護施設等において、引き続き配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。また、職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を実施する。

内閣府では、官民の担当者を対象としたワークショップを各地域で開催し、広域連携や官民連携の更なる強化・拡大及び取組の一層の推進を図る。

法務省の人権擁護機関では、婦人相談所等の関係機関との連携を図りながら、引き続き迅速・適正な問題解決及びその予防に努める。

法務省では、配偶者からの暴力が重大な人権侵害である等の観点から、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、今後とも、外国人被害者の実態を的確に把握した上で、在留期間更新許可、在留資格変更許可や在留特別許可の判断を適切に行い、被害者の法的地位の安定を図る。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、地域の実情を踏まえた事業主体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用の実施を促進する。

警察では、ストーカー規制法を適切に運用し、併せて、関係機関と連携し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努める。また、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動も推進する。

第3節

性犯罪への対策の推進

警察では、性犯罪捜査員の育成等により捜査体制の充実を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。さらに、平成22年度に実施した、性犯罪被害者に対する治療、カウ

ンセリング、法律相談等の各種支援とともに、証拠採取、事情聴取等の捜査を一つの場所で一度に行う「性犯罪被害者対応拠点モデル事業」について、検証を行う。

内閣府では、男女共同参画センター等の相談員を対象とした研修を開催し、地域における性犯罪被害者支援の取組の促進を図る。また、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置を促進するため、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引(仮称)」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布する。

第4節

子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

(子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等)

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、全国の警察本部に設置した「子ども女性安全対策班」による先制・予防的活動を積極的に推進していくことにより、子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。

文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、平成22年3月の通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

また、性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、スクールカウンセラーを配置するなど、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を支援する。

厚生労働省では、性的虐待による被害等を受けた児童に対して、その保護と心身に受けた深い傷の回復に向けた支援に努める。

(児童ポルノ対策の推進)

「児童ポルノ排除総合対策」(平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、関係省庁が連携し

て、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進などに取り組む。

警察では、関連事業者による実効性のあるブロッキングの自主的実施のために関連する情報を提供するなど、総合的な児童ポルノ対策を推進するとともに、コミュニティサイト（出会い系サイトを除く。）の利用に起因する被害を抑止するため、フィルタリングの普及、ミニメールの監視体制拡充の促進、実効性のあるゾーニングの促進等の関係事業者等による自主的取組を支援する。

総務省では、児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験を行う等、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮しつつ、関連事業者がブロッキングを自主的に実施することが可能となるよう環境整備に努める。また、コミュニティサイト利用に関する青少年保護について、これまでにミニメールの内容確認と通信の秘密の保護等について整理を行っているところであり、引き続き関係事業者等による自主的取組を支援する。

経済産業省では、関係省庁と連携の下、児童ポルノアドレスリスト作成・管理団体等の活動を支援することで、民間事業者の自主的な取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止措置の導入の推進等を行う。

（児童買春対策の推進）

警察では、引き続き、児童買春・児童ポルノ法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）等の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに、被害児童に対する保護及び支援を推進する。

総務省では、出会い系サイトのみならずSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等非出会い系サイトを介した児童買春の防止のため、関係業界による自主的取組を促進するとともに、有効な対策を検討する。

文部科学省では、教職員などの学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒に対応することができるよう、教職員向けの指導参考資料の作成や、子どもの心のケアシンポジウムを開催する。

（広報啓発の推進）

内閣府では、青少年インターネット環境整備法及び青少年インターネット環境整備計画に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施するとともに、同基本計画のフォローアップを行い、同法及び同基本計画の見直しに向けた検討を推進する。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

経済産業省では、今後も引き続き関係者と連携して、セミナーや研究会の開催等を通じ、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を行う。

第5節 売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに、売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

第6節 人身取引対策の推進

「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進する（第4章第3節及び第9章第3節参照）。

第7節 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

厚生労働省では、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、引き続き男女雇用機会均等法に基づき、企業に対する周知啓発、指導を行う。

セクシュアル・ハラスメントによって精神疾患等を発病したときには、労災に当たる場合があることについて、関係の医療機関等にパンフレットを配布する等により周知を図る。

また、雇用以外の場においても、文部科学省による教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組など、必要な対策を採る。

第8節

メディアにおける性・暴力表現への対応

内閣府では、都道府県の青少年育成条例を集約の上、内閣府ホームページへの掲載を通じて情報提供を行う。

警察では、引き続き、ネット上に流通するわいせつ図画等の違法情報・有害情報について、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等を通じて早期に把握し、検挙や削除依頼等の措置を講じる。また、関係機関・団体、産業界等と連携し、官民一体となった違法情報・有害情報の排除に関する取組を推進する。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

文部科学省では、インターネット上に広がる性・暴力表現等の有害情報から子どもたちを守るために、地域の実情に応じた有害情報対策事業を支援し、フィルタリングの導入促進を図る（第14章第1節参照）。

経済産業省では、今後も引き続き関係者と連携して、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するために、セミナーや研究会の開催等必要な施策を講じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように努める。

第11章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯を通じた男女の健康の保持増進

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育の実施や、相談体制を確立するとともに、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することなどにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

また、運動、食生活、喫煙面での生活習慣の改善に向けた国民運動を展開するなど、「健康日本21」のより一層の推進を図る。

さらに、毎年3月1日から3月8日の「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発活動及び行事等を展開するとともに、地方公共団体が既に実施している取組や平成21年度に実施した女性の健康支援対策事業における取組を集約し、ホームページで女性の健康づくり対策の事例として啓発し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進する。

乳がん及び子宮頸がんについては、引き続き、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めることとし、「女性特有の

がん検診推進事業」により検診無料クーポン券等を配布するなどして、がん検診の受診率の更なる向上を目指すことで、女性の健康の保持増進につなげていくこととしている。

文部科学省では、学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として、健康教育を実施するとともに、学校と地域保健が連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行う事業を実施する。

第2節

妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの母体・胎児集中治療室（MFICU）、新生児集中治療室（NICU）等に対する財政支援などを行うこととしている。

また、産科においては、医師と助産師の連携を推進することにしており、安全・安心なお産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠・出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図ることとしている。

さらに、周産期医療の充実のため、「妊娠と薬情報センター」(国立成育医療センター(現独立行政法人国立成育医療研究センター)に平成17年度設置)において、薬が胎児へ与える影響などの最新のエビデンスを収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談に応じる。

出産育児一時金については、支給額を原則42万円とするとともに、医療機関等へ直接支払う「直接支払制度」を改善し、引き続き、妊産婦の経済的負担を軽減する。

妊婦健診に対する公費助成について、引き続き、妊婦が必要な回数(14回程度)の健診を受けられるよう支援する。

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る(従来1回当たり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年度目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年、通算10回を超えない))などの支援を行う。

文部科学省では、学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、引き続き、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行う。

第3節

健康を脅かす問題についての対策の推進

HIV/エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を進める。

地方公共団体やHIV陽性者等で構成されるNGO等が行うHIV・エイズについての正しい知識の普及啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

文部科学省では、中高生に対し、性感染症などの問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布など、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。

文部科学省では、薬物乱用防止教育の充実を図る

ため、大学生等を対象にしたパンフレット・ポスターの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行うとともに、新たに、薬物乱用防止教室の取組優良事例集の作成、薬物等に対する意識調査、高校生用教育教材(DVD)の作成を行う。

また、喫煙、飲酒、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材(小中高生用)の作成・配布等を行う。

厚生労働省では、巧妙化かつ広域化する麻薬・覚せい剤・大麻等の薬物事犯に迅速かつ的確に対応するため、取締り体制を強化する。また、青少年等の薬物乱用防止のため、より効果的・効率的な啓発活動を実施する。

また、職場における受動喫煙防止対策については、全面禁煙や喫煙室設置による空間分煙を柱とし、事業場における対策を一層推進するため、事業者に対する財政的支援及び技術的支援を実施する。

第4節

性差に応じた健康支援の推進

厚生労働省では、女性特有のがん検診推進事業を引き続き実施することで、がんによる死亡リスクの軽減を図る。また、国民の一人一人が日々の生活の中で自発的に健康づくりに対して具体的な行動を起こしていけるよう、民間企業と連携し、健康づくりの国民運動化を推進する事業等を実施する。

都道府県等の実施する、年齢的にみて喫煙率が高い若年女性に対する自主的な禁煙の試みを支援するための取組や、食生活の改善を継続的に進められる環境整備など糖尿病の発症予防に資する取組等を支援する。

厚生科学研究費補助金において、性差を考慮した生活習慣病や症状についての全国的な状況及び地域住民のニーズを把握するとともに、行政・企業等による事業、女性に関連する外来、ボランティアの活用などによる性差を考慮した健康づくりの支援体制の在り方について検討し、地域の状況及びライフステージを勘案した支援体制の確立などについて研究し、性差に応じた健康支援を推進する。

第5節

医療分野における女性の参画の拡大

厚生労働省では、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する。

また、病院内保育所の運営に対する財政支援について、新たに休日保育を対象に加え、子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職の防止、復職支援の充実を図る。

文部科学省では、女性医師の復帰支援を推進するため、周産期医療に関わる人材の育成の一環として、

NICU等で働く女性医師の勤務継続・復帰支援を推進する。

第6節

生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進する。

また、女性トップアスリートの活躍を支援するため、出産・育児後に円滑に競技活動へ復帰できるようなトレーニング方法やコーチングなどの研究開発を実施する。

第12章

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節

男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性政策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。また、社会教育・家庭教育等における学習プログラムの開発や研修資料の作成、指導者を対象とした先駆的で参加型の実践的研修を一定の時限を設けて実施する。

第2節

多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

女性も男性も各人の個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる。

このため、文部科学省では、女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、若い時期から結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援するための学習機会の提供を促進する。

また、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、関係機関と協力した、教員の消費者教育に関する指導力向上のための講座の実施、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及、将来自立した消費者となるための基礎的・基本的な知識・態度を育成する場である家庭における消費者教育の内容及び方法についての実証的な調査研究の実施などを通して、消費者教育のより一層の充実を図る。

放送大学に対しては、地域活動や社会貢献活動など様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)」の充実や平成23年10月に開始予定のBSデジタル放送による放送のデジタル化をいかした質の高い放送授業番組の提供など、引き続き学習環境の整備のための支援を推進する。

専修学校については、働きながら学ぶ社会人等の

多様な学習ニーズに対応するため、単位制・通信制の教育の制度化を図るとともに、産業界との連携により、成長分野における専門人材養成を戦略的に推進する。

また、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、水泳プール、武道場など、学校開放諸施設の整備を支援するほか、ICT（情報通信技術）を活用した先導的な生涯学習支援に関する調査研究を行う。さらに、青少年の体験活動の推進を図るため、家庭や企業などへ体験活動の理解を求めていくための普及啓発に取り組むとともに、自然体験活動の指導者養成等を実施する。

独立行政法人国立女性教育会館では、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成のための情報提供や学習プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブ機能等の更なる充実・深化を推進する。

進路・就職指導の充実においては、勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力等を育成する義務教育段階からのキャリア教育の推進に努める。また、中学校・高等学校では、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう指導・助言を行う進路指導の実践の改善・充実を図る。

学生の雇用が不安定となっていることに対応するため、「大学教育・学生支援推進事業」（学生支援推

進プログラム等）を実施し、大学等におけるキャリアアカウンセラー等の配置や求人に関する情報検索システムなどの就職支援体制の強化を図る。

また、様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向けた取組の一つとして、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、引き続き、民間事業者等が主体的に行う評価の取組の普及に向けた支援を行う。

第3節

学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

平成22年度「女性のライフプランニング支援総合推進事業」において実施した「学校教員のライフプランニングに関する調査」の結果を、都道府県教育委員会等に周知する。また、各種会議を始め様々な機会をとらえて、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭などへの積極的な登用を働きかける。

また、高等教育機関に対しては、各種会議を始め様々な機会をとらえて、「第3次男女共同参画基本計画」を周知するとともに、国公立大学及び高等専門学校における教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促す。

第13章

科学技術・学術分野における男女共同参画

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

平成22年12月に総合科学技術会議が答申した「科学技術に関する基本政策について」では、女性研究者の一層の登用及び活躍促進に向けた環境整備を行うため、女性研究者が出産、育児と研究を両立できるよう、研究サポート体制の整備を行う大学や公的機関を支援することや、大学や公的研究機関に対し、柔軟な雇用形態や人事及び評価制度の確立、在宅勤

務や短時間勤務、研究サポート体制の整備等を進めることなどが盛り込まれている。

文部科学省では、女性研究者が出産・育児等と研究を両立できるよう、環境整備を行う大学などの研究機関を支援する「女性研究者研究活動支援事業」を新たに実施するとともに、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業において、優れた研究者が出産・育児により研究を中断した後に、円滑に研究現場に復帰できるよう支援を拡充する。

日本学術会議では、大学や学協会等の各分野にお

ける男女共同参画の取組と課題について検討する。

第2節

女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

独立行政法人科学技術振興機構では、戦略的創造研究推進事業において、研究者が出産・育児・介護などを行う際に、研究キャリアを中断することなく継続できるよう、引き続き支援を実施する。

第3節

女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

児童生徒の科学技術に関する興味・関心を高める

ための取組の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施する。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供などを引き続き実施する。

第14章

メディアにおける男女共同参画の推進

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。また、メディア・リテラシー（メディアの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）の向上のための支援を積極的に行う。

文部科学省では、平成22年度に引き続き、学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断し、インターネットを始めとする様々なメディアが社会に及ぼす影響を理解することで、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、フィルタリングの普及啓発やネットパトロールの実施など、地域の実情に応じた有害情報対策事業を支援するとともに、青少年とメディアに関する調査研究を実施する。また、平成23年度から新たに、ケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国各地でインターネット上のルール

やマナーに関する参加・学習型シンポジウムを開催する。

さらに、メディアの健全な利用の促進に必要となるメディア・リテラシーの向上を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等を開発し、普及を図る。

内閣府では、青少年育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用を図るため、都道府県等との連携を密にしつつ、情報提供を行う。

警察では、「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、一斉取締りや国際関係機関との情報交換・連携の強化等により、インターネットを利用した児童ポルノ事犯の取締りの一層の強化を図るなど、総合的な児童ポルノ対策を推進する。

総務省では、児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験を行う等、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮しつつ、関連事業者がブロッキングを自主的に実施することが可能となるよう環境整備に努めるとともに、違法・有害情報相談センターを設置し、表現の自由に配慮しつつ、関係事業者等によるわいせつ情報等のインターネット上の違法・有害情報への適切な対応を促進する。

経済産業省では、今後も引き続き関係者と連携し

て、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するために必要な施策を講じるとともに、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及啓発を行う。

第2節

国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

行政機関の実務担当者が、男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行うことを促進する。また、メディアと

連携した広報・啓発戦略を強化する。

第3節

メディア分野における女性の参画の拡大

内閣府では、管理職・専門職の女性比率など他の分野と比較して女性の政策・方針決定過程への参画が遅れている点を踏まえ、メディアにおける政策・方針決定過程への女性の参画拡大のための取組を促進する。

また、内閣府では、メディアにおける女性の参画を含むダイバーシティに関する取組を促し、また、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。

第15章

地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

第1節

地域における男女共同参画推進の基盤づくり

内閣府では、男女共同参画に関する業務を行う職員等にとって必要な基礎的知識等を体系的に整理し、人材育成プログラムを作成するとともに、研修や業務に役立つ教材を作成し、男女共同参画センター・女性センター等職員の人材育成を支援する。

第2節

地域の活動における男女共同参画の推進

内閣府では、地方公共団体、男女共同参画センター等、大学、NPO、NGO、地縁団体、企業等地域活動を行っている団体とのネットワークの構築、連携を促進するため、地域活動を担う様々な主体による連携組織を構成し、地域の課題解決のために、男女共同参画の視点を踏まえて効果的な活動を展開できるよう、具体的に実践し、その成果を広く普及するための連携支援事業を実施する。

独立行政法人国立女性教育会館では、地域における男女共同参画を推進するため、研修交流事業等参加者のうち地域でネットワークを構築している女性団体、グループのリーダー、男女共同参画・女性行政担当者、女性関連施設関係者等を対象に、連携・

協働の促進に向けての意見交換や全国的なネットワークづくりの場となる「交流学习会議」を開催する。ネットワークの構築に当たっては、積極的に大学職員、NPO、企業等からの参画を図る。

消費者庁では、各種消費者教育用教材の作成・配布や、消費者教育に関する情報を集約した消費者教育ポータルサイトの運用を行い、男女共に、地域における多様な年齢層の人々が消費者として自主的かつ合理的に行動できるような支援を行う。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための庁舎等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行う。また、消防団への女性の入団促進を図るため、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への参加を呼びかける広報を行う。

第3節

男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

地域における様々な課題について、男女共同参画

の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供や人材育成プログラムの開発・提供、各地の課題に応じたアドバイザー派遣等を行う。

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承など地域の文化活動の振興を図る。

経済産業省では、地域における中心市街地活性化の促進を目的として、地域のまちづくり人材がまちづくりに関するノウハウ等を取得するため、講習や現地研修等による人材育成事業を実施する。

第4節

防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立については、「第3次男女共同参画基本計画」や「防災基本計画」（平成20年2月中央防災会議修正決定）に明記されたところであり、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地域防災計画に規定するよう地方公共団体に対して要請し、その推進を図るとともに、防災（復興を含む。）に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。

東日本大震災については、被災者支援や生活再建、まちづくりを始めとする復興など、災害対応の状況に応じて、女性の参画を含め、男女共同参画の視点を踏まえた取組を更に進める。また、男女共同参画の観点から課題の抽出等を行い、その教訓をいかしながら、災害対策の改善を進めていく。

警察では、災害発生時に、必要に応じて女性警察

官を被災地へ派遣し、被災者からの相談への対応や要望の聴取、被災者に対する防犯指導を行うなど、防災現場における女性の十分な配置について留意する。

内閣府では、東日本大震災への対応として、地方のニーズを踏まえながら、地方自治体と連携して、（ア）女性の悩み・暴力に関するきめ細かな相談サービスの提供、（イ）地方自治体・民間団体・NPO等がネットワークを構成して男女共同参画の観点からの災害対応や復興などの活動を行うことの支援、（ウ）男女共同参画の観点からの災害対応や災害復興などに関する課題解決を指導・助言するアドバイザー（専門家）の派遣等を行う。なお、相談サービスについては、電話相談に加え、現地の避難所を訪問し、様々な悩みを伺うサービスを、地方自治体と共同で行う（岩手県は5月10日～11月10日実施予定）。

第5節

男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

環境保全に関する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上に係る施策などとあいまって、環境の分野において男女共同参画を進める。

このため、環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進や市民活動の支援、自然と触れ合う機会の提供等を行う。

国連持続可能な開発会議（リオ+20）に向け、環境と女性の視点の反映や、女性の参画を促進する等、積極的な取組を行う。

第16章

国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動

してこれを推進してきた。今後とも、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約や国際会議における議論等を周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努める。

また、平成21年8月に公表された女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会

の最終見解に基づき、23年夏までにフォローアップ項目（民法改正及び女性の参画拡大のための暫定的特別措置）について報告書を提出する。

第2節 男女共同参画の視点に立った国際貢献

開発援助の実施に当たっては、平成27年を期限とするミレニアム開発目標の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、「政府開発援助（ODA）大綱」や「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」の下、「ジェンダーと開発（GAD:Gender and Development）イニシアティブ」に基づき、ODAの計画立案から実施、評価にいたるプロセスにおいて、人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立ってODAプログラム・プロジェクトを効果的に実施し、開発途上国におけるジェンダー主流化の促進を通じて、男女共同参画の推進並びに女性のエンパワーメントの達成及び地位向上に積極的に寄与する。

具体的には、ジェンダー主流化の観点から、開発途上国の国内本部機構等の整備・能力強化を引き続き支援する。また、ODA政策決定機関・実施機関におけるジェンダー研修の実施、ジェンダー担当者への能力向上等により組織の体制整備に努める。

また、UN Womenを始め、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力を努める。さらに、平和構築の観点から、女性を被害者の側面にとらえるだけでなく、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。

保健分野においては、新国際保健政策の下で引き続きジェンダー平等に配慮した取組への支援を行う。特にミレニアム開発目標（MDGs）の目標4（乳幼児死亡率削減）及び目標5（妊産婦の健康改善）

の進捗の遅れに対処すべく、母子保健支援モデル（EMBRACE）の下、他の開発パートナーとともに、妊産婦の命を救うための支援の強化を引き続き行う。

教育分野では、新教育協力政策2011－2015の下、万人のための教育（EFA）及びMDGs達成のために、女子を含む全ての人に質の高い教育を提供できるよう、他の開発パートナーと協力しつつ、包括的な学習環境の改善を推進する「スクール・フォー・オール（School for All）」モデルを通じての支援を継続する。

第3節 対外発信機能の強化

国際社会における日本の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。

具体的には、国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。また、日本の特徴をいかしたテーマの対外発信（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）に努める。また、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、NGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。

第1回会合を我が国が主導し議長国を務めた「東アジア男女共同参画担当大臣会合」の第4回会合が平成23年11月にカンボジアで、同年9月にはAPEC女性と経済サミットが米国・サンフランシスコで、同年秋には国連総会第三委員会が、24年3月頃には国連婦人の地位委員会が開催される予定であり、我が国のこれらの国際会議への積極的な貢献によるイニシアティブの発揮に努める。また、国際連合、UN Women、APEC等国際機関や諸外国の国内本部機構等との連携・協力を努める。